

## 立入調査及び事業停止命令について

### ■ 1 立入調査の流れ【定期】

定期的に行う立入調査は、以下の流れとなります。

- ① 【市】設置届・運営状況報告等により施設の状況把握
- ② 【市】立入対象事業者を選定、実施通知を送付
- ③ 【市】立入調査の実施  
※ベビーシッターへは、立入調査に代えて集団指導を実施
- ④ 【市】調査結果を通知
- ⑤ 【事業者】改善状況報告書の提出  
(原則30日以内)
- ⑥ 【市】改善状況報告書の確認・再指導等  
※改善されない場合は、③へ戻る。

### ■ 2 立入調査の流れ【臨時】

臨時の立入調査は、以下の流れとなります。

【以下、隨時対応が生じるケースとは…】

- 死亡事故等の重大事故が発生した場合
- 児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき、通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等を含む。）
- 利用者等から苦情や相談が寄せられている場合等で児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合 等

⇒上記のケースが生じた場合、以下のとおり立入調査を実施します。

- ① 【市】立入調査の実施

※以下が見受けれる場合、「⑤改善勧告（②から④は省略）」からとなります。

- ・著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
- ・著しく利用児童の安全性に問題がある場合、等

- ② 【市】調査結果を通知

- ③ 【事業者】改善状況報告書の提出

- ④ 【市】改善状況報告書の確認

※改善されない場合、⑤へ進む。

- ⑤ 【市】改善勧告

- ⑥ 【市】改善状況報告書の確認

※勧告に従わない場合、⑦へ進む。

⑦【市】公表

※弁明の機会の付与、審議会へ意見聴取。

⑧【市】業務停止命令又は施設閉鎖命令